

第18回岩手県特定大規模集客施設立地誘導審議会会議録

1 日時

令和5年1月13日（金） 午前9時30分から10時10分まで

2 場所

盛岡市中央通1丁目1番38号

エスポワールいわて 3階 特別ホール

3 出席者

(1) 委員

大越大輔委員、松山梨香子委員、三好純矢委員、吉田基委員、若菜千穂委員
（三宅諭委員、本庄未佳委員は欠席）

(2) 事務局

阿部参事兼経営支援課総括課長、熊谷商業まちづくり担当課長、
横森主任主査、佐々木主事、菊地主事

(3) 矢巾町（立地市町村）

産業観光課 佐藤課長、宮商工振興係長
道路住宅課まちづくり推進室 佐々木課長兼室長、藤原室長補佐、
一戸主任主事

4 議事概要（詳細は別紙のとおり。）

（仮称）矢巾町藤沢地区ショッピングセンター新設届出に係る県意見（案）に
ついて

審議の結果、審議会としての意見は「意見を有しない」とすることとされた。

5 傍聴人数

報道 4人

別紙（議事詳細）

1 開会

2 挨拶

（阿部参事兼経営支援課総括課長） ※挨拶内容は省略。

[挨拶終了後、菊地主事から、資料確認及び出席報告（委員7名中5名の出席であり出席要件を充足）を行った。]

3 議事

（仮称）矢巾町藤沢地区ショッピングセンター新設届出に係る県意見（案）について

ア 届出内容及び県意見（案）の説明

菊地主事から、届出内容及び県意見（案）について説明を行った。

イ 矢巾町のまちづくりに関する説明

佐々木道路住宅課長兼まちづくり推進室長から計画地周辺の都市計画に関して、佐藤産業観光課長から計画地周辺の商業振興に関してそれぞれ説明が行われた。

ウ 質疑応答

（吉田基議長）

私からよろしいでしょうか。1点質問でございました。資料No.7の4、「新設に伴い予測される新たな社会資本整備の内容」というところで、結論としては道路や上下水道を事業者の方で整備するということでした。これはこれで新たな負担はないということによろしいかと思うのですが、その後作った

後、この管理はどこになるのかなというのが気になりました。管理費が発生すると思いますけれども、その辺りを少し矢巾町さんから説明があればと思います。

(矢巾町 佐々木道路住宅課長兼まちづくり推進室長)

道路、上下水道の整備された後の管理というところにつきまして、この開発に伴いまして区域の新設される道路、あるいは上下水道につきましては、それぞれの町の道路管理者、上水道の管理者、下水道管理者、それぞれに帰属されるものになりますので、整備された後は町が管理するということになります。

そういうことになりますので、整備の段階で計画、あるいはその構造、そういったものの審査につきましては、十分町の方で行った上で、整備を行っていただくというように開発者の方には指導をしているところであります。

(吉田基議長)

ありがとうございます。

つまり、色々なメリットを考えますと、そのくらいの負担が生じて大丈夫だということでもよろしいでしょうか。

(矢巾町 佐々木道路住宅課長兼まちづくり推進室長)

はい。

(吉田基議長)

他に質問、ご意見ございませんでしょうか。

三好委員いかがでしょうか。

(三好純矢委員)

私も個人的には、今交通の要所というお話もございましたけれども、非常に立地として良いところではないかなというふうに、現地もちょっと確認しましたけれども、思っております。

1点質問をお願いしたいのですが、同じく資料No.7の1の「立地誘導指針に対する適合性」の部分について1か所、原則適地のところが都市計画上、準住居地域ということではあるのですが、今回は都市構造への影響が少なく、立地誘導指針に適合しているということだったかと思っておりますが、対象の場所は、予定地東側にも一応分譲地の計画もあるようですので、どちらかと言いますと店舗の運営の話になってくるかと思うのですが、周辺の住居とか医大さんとかに配慮したような形で進めていただけたらいいのかなというふうに思っております。

その中で、テナントはまだ決まっていないということで、もしかしたら用途は立っているのかもしれないのですが、施設配置でいうと、ドラッグストアですかスーパーマーケット、飲食店が2店舗になっているかと思いますが、この辺りはもう変わることはなさそうなのでしょうか。

今の計画上ですと、特に周辺の地域にも影響があるものはないかなと思っておりますので、問題ないかと思っておりますが、そこだけ確認させていただけたらと思います。

(矢巾町 佐々木道路住宅課長兼まちづくり推進室長)

この資料No.5の施設配置図に記載されております用途の計画されている施設につきましては、現段階では、私どもが把握している部分では、この状態で現在計画が進められているということになっておりますが、若干の計画変更というのは当然ありうるのかなと思っておりますが、大きく変わることはないものと町の方としては認識しているところであります。

(三好純矢委員)

はい。ありがとうございます。

(吉田基議長)

はい。ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

大越委員どうでしょうか。

(大越大輔委員)

特にございません。

(吉田基議長)

承知いたしました。

リモートの委員の皆さん、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

よろしいですか。

(若菜千穂委員)

大丈夫です。

(吉田基議長)

はい。ありがとうございます。

ご質問がありましたけども、これまでの議論より、当審議会としましては、「県意見なし」という県の案と同様の意見とすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」の相槌)

(吉田基議長)

異議なしということでした承がありました。ありがとうございます。

それでは、当審議会といたしましては、県の案に対して「意見なし」ということに決定いたします。

4 その他

(熊谷商業まちづくり担当課長)

それでは議事を終了させていただきまして、次に次第の「4 その他」になります。事務局から何かありますか。

(菊地主事)

事務局からは本件に関して、この後の手続等についてご説明させていただきます。

今回ご審議いただきました「(仮称) 矢巾町藤沢地区ショッピングセンター」につきましては、内部の手続きを経た後に2月の上旬くらいを目途に「県意見なし」として、設置者へ通知することとなります。この手続きを終了した段階で、建設工事等の着手制限が解除されるということになります。

なお、通知内容につきましては、告示後1か月間縦覧されます。

そのあとは具体的に大規模小売店舗立地法の手続に入っていくということになります。

今後の手続については以上となります。

(熊谷商業まちづくり担当課長)

それでは、委員の皆様から、リモート参加のお二方も含めて何かございますでしょうか。

(吉田基議長)

それでは、私から1点だけよろしいでしょうか。これは県の方に質問になるのですが、今回のケース、本来の土地は市街化調整区域ということで、3月に区域変更になったというところでございます。

審議会の趣旨からいうと、そういう市街化区域を拡大させていくことはなるべく抑えようという意図があるかと思うのですが、手続き上は準住居地域にもなっており、用途指定のある地域に建てるため、合致していると思うのですが、審議会以前の動きに対して、県として、用途地域指定されていない段階で何か意見を述べる場というものはあるのでしょうか。

(菊地主事)

吉田委員ご指摘の通り、そういった特定大規模集客施設に起因することによって、都市計画の変更等が行われるといったことはございまして、そういった場合には、本来であれば、市町村と県で構成する広域まちづくり会議というものを開きまして、都市計画の決定または変更に係る市町村の適切な判断に資するようにするというようなものがございます。

こちらは市町村の方から計画が出てきた段階で県の方に報告をいただくことになっております。

ただ、今回、矢巾町さんの方では、都市計画の変更にあたって広域調整等が行われたというようなお話がございまして、そういったものについてはその広域まちづくり会議による調整の適用除外となっております。

今回につきましては、市街化編入された後のご報告で届出がありましたけれども、本来であれば、吉田委員ご指摘のとおり、そういった手続きが必要になってくるかと思われまして、今後、他の市町村等で、こういった事例が出てくることもあるかと思いますが、もしかすると市町村によっては、こういった手続きがあることをご存知ないところもあるかと思っておりますので、そちらは県の方で周知を行っていき、大規模集客施設の立地によって都市計画が変更する際には、県も絡んで調整できていけたらというふうに考えております。

(吉田基議長)

ありがとうございます。

今回の件に関しましては、もちろん集積が望ましい地域だと思いますので良いのですけれども、今後も調整区域の中に地区計画を作って、そこに立地できますよ、という手続きがあまりにも増えてくると、少し抑えていかなければと思いますので、検討いただければと思います。

5 閉会